

乳幼児健康診査 未受診児対応ガイドライン



平成30年3月



目 次

はじめに

I 本 編	1
1. ガイドラインについて	2
2. 用語について	3
3. 乳幼児健康診査未受診児対応について（フロー図）	5
4. 市町村間の情報提供について	12
5. 住民基本台帳に記録がない児等への対応	14
6. 児童虐待担当課に協力要請・通告した後について	15
【参考】乳幼児健康診査システムの中での未受診児の位置づけと評価	16
II 様式・例文集	17
様式1 乳幼児健康診査未受診家庭についての情報提供票	18
様式2 乳幼児健康診査未受診家庭への支援結果報告票	20
例文1 健診案内送付文例	21
例文2 未受診連絡票例	22
例文3 訪問不在メモ①	23
例文4 訪問不在メモ②	23
III 参考資料	24

引用・参考文献

「大阪府における乳幼児健康診査未受診児対応ガイドライン（平成26年11月）」

はじめに

平成28年の母子保健法の一部改正では、第5条に「母子保健事業が児童虐待の予防や早期発見に資すること」と明記されました。また、平成29年8月17日に発表された「児童虐待による死亡事例等の検証結果等について（第13次報告）」においては、「子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント」の一つとして、「乳幼児健康診査や就学時の健康診査が未受診である又は予防接種が未接種である」とされています。

乳幼児健康診査の実施主体は市町村であり、未受診児への対応は各市町村において取り組んでいただいているところです。平成28年度に県が実施した調査では「未受診児への対応マニュアル」の整備状況は市町村によって様々でした。また、未受診のうち養育支援が必要と思われる児にかかる転出先市町村への情報提供に難しさを感じていることなどがわかりました。

そこで、虐待予防のための方策の一つとして「乳幼児健康診査未受診児対応ガイドライン」を、大阪府作成の「乳幼児健康診査未受診児対応ガイドライン（平成26年11月）」を参考に作成しました。

乳幼児健康診査未受診児への対応の際に、各市町村の地域の実情にあわせて、御活用いただくようお願いします。

このガイドラインの作成にあたり、「大阪府における乳幼児健康診査未受診児対応ガイドライン（平成26年11月）」から引用及び参考とさせていただくことを、快く御了解いただきました、大阪府健康医療部保健医療室地域保健課をはじめとする関係の皆様には深謝いたします。

平成30年3月

I 本 編



1. ガイドラインについて

1) 目的

乳幼児健康診査は、平成28年度で乳児健診 98.2%、1歳6か月児健診 98.0%、3歳児健診 97.3%と高い受診率となっている。このような状況の中で健診の未受診児は子ども虐待につながるリスクが高く、養育支援の必要な家庭の児であることが多い。一方、このような家庭の児が転出すると、転出元と転出先の市町村間の情報交換不足による子ども虐待に関する発見の遅れが指摘されている。

そこで、母子保健担当課が未受診児の早期の把握と児の安全確認を行うことにより、子ども虐待予防及び早期発見・早期対応の一助となることを目的とする。

2) 主な内容

- (1) 「未受診」、「未把握」、「居住実態不明」、「所属確認」、「現認」等の言葉について担当者間の共通認識を図るため、これらの用語を定義づけした。
- (2) 乳幼児健康診査未受診児について、母子保健において実施すべき対応（「どのような対応を」、「いつまでに行う」）を『乳幼児健康診査未受診児対応フロー図』で示し、留意すべき点等をまとめた。
- (3) 未受診児のうち、母子保健として子ども虐待予防の観点から養育支援が必要な児が転出した場合は、転出先市町村へ統一様式で情報提供を行う。
（「乳幼児健康診査未受診家庭についての情報提供票」（様式1）、「乳幼児健康診査未受診家庭への支援結果報告票」（様式2）P18～20 参照）

2. 用語について

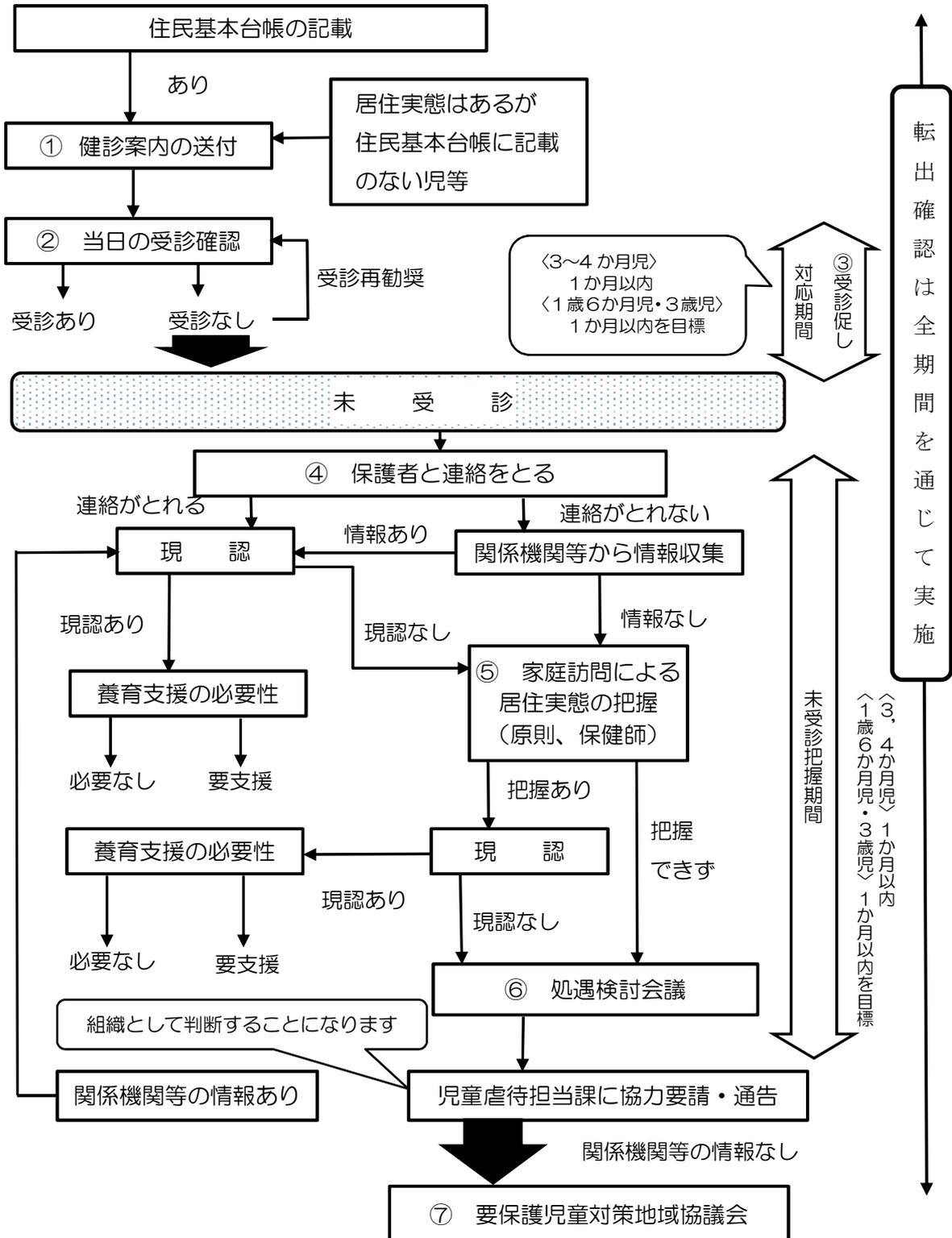
乳幼児健康診査の未受診児は、養育支援が必要な家庭の児が含まれているため、未受診と判断することはその後の対応を進めるために重要なことである。

しかしながら、平成 28 年度に県が実施した「乳幼児健康診査未受診児調査」において、『未受診と判断し、対応するまでの期間』、『現認』のとらえ方などが、市町村により異なっていた。そこで、用語の統一化を図ることにより各市町村の担当者が同じ認識を持てるよう、以下のとおり用語を整理した。

用語	定義										
受診なし	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健康診査（3～4か月児・1歳6か月児・3歳児）受診対象日（生年月日から決められた日）の健診を受診していない。 受診対象日を変更した場合、変更後の健診を受診していない。 										
未受診	<ul style="list-style-type: none"> 受診促し対応期間中の健診を受診していない。 受診促し対応期間を設けない児が、受診対象日の健診を受診していない。 										
受診促し対応期間	<ul style="list-style-type: none"> 健診を受診しなくても未受診としない期間。その間は受診日の変更及び再通知を行うなど受診の機会を設ける。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>3～4か月児健診</td> <td>1か月以内（翌月の最終健診日まで）</td> </tr> <tr> <td>1歳6か月児・3歳児健診</td> <td>1か月以内を目標（翌月の最終健診日まで） （最長でも2か月以内）</td> </tr> </table> <p>※ 以下の状況において「受診なし」の場合は、「受診促し対応期間」を設けず、受診対象日の健診を受診しない時点で即未受診と判断する</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>3～4か月児健診</td> <td>新生児訪問・未熟児訪問・乳児家庭全戸訪問事業または予防接種等の母子保健事業で児に直接会えていない。</td> </tr> <tr> <td>1歳6か月児健診</td> <td>乳児後期健診または1年以内の予防接種等の母子保健事業で児に会えていない。</td> </tr> <tr> <td>3歳児健診</td> <td>1歳6か月児健診あるいは2歳児歯科健診事業、または1年以内の予防接種等の母子保健事業で児に会えていない。</td> </tr> </table>	3～4か月児健診	1か月以内（翌月の最終健診日まで）	1歳6か月児・3歳児健診	1か月以内を目標（翌月の最終健診日まで） （最長でも2か月以内）	3～4か月児健診	新生児訪問・未熟児訪問・乳児家庭全戸訪問事業または予防接種等の母子保健事業で児に直接会えていない。	1歳6か月児健診	乳児後期健診または1年以内の予防接種等の母子保健事業で児に会えていない。	3歳児健診	1歳6か月児健診あるいは2歳児歯科健診事業、または1年以内の予防接種等の母子保健事業で児に会えていない。
3～4か月児健診	1か月以内（翌月の最終健診日まで）										
1歳6か月児・3歳児健診	1か月以内を目標（翌月の最終健診日まで） （最長でも2か月以内）										
3～4か月児健診	新生児訪問・未熟児訪問・乳児家庭全戸訪問事業または予防接種等の母子保健事業で児に直接会えていない。										
1歳6か月児健診	乳児後期健診または1年以内の予防接種等の母子保健事業で児に会えていない。										
3歳児健診	1歳6か月児健診あるいは2歳児歯科健診事業、または1年以内の予防接種等の母子保健事業で児に会えていない。										

用語	定義
関係機関 や関係者 (関係 機関等)	保育士や幼稚園教諭、病院や診療所の医療従事者、保健所保健師など要保護児童対策地域協議会の構成員となっている機関や関係者（他の市町村の機関等を含む）のほか、民生委員や母子保健推進員等市町村があらかじめ子どもの確認を依頼した人。親族や近隣住民は含めない。
現認	<ul style="list-style-type: none"> 保健師若しくは関係機関や関係者が目視により児を確認すること。 <p>親戚や近隣住民からの情報提供は含めない。</p>
未把握	<ul style="list-style-type: none"> 児の現認ができないこと。 <p>保護者と連絡がとれた、または保護者に会えたとしても、具体的に子どもを確認できなかった場合は未把握とする。</p>
居住実態	<ul style="list-style-type: none"> 生活をしている様子 <p>（表札がある、洗濯物が干してある、車や自転車がある、人の出入り、三輪車等子どもの遊具・玩具がある、夜間の点灯、電気・水道のメーターの動きなどにより判断）</p>
居住実態 不明	<p>(1)及び(2)の両方を満たす場合、居住実態不明とする。</p> <p>(1) 電話、文書、家庭訪問等による連絡・接触がとれない（音信不通である）。</p> <p>(2) 住民票のあるところに居住実態がない、あるいは居住実態が把握できない（住民登録抹消児を含む）。</p>
所属確認	<ul style="list-style-type: none"> 保育所、幼稚園など児の所属を把握し、そこでの登所・登園及び生活状況を確認する。 入院中の場合は、病院関係者に入院の事実を確認する。この場合、支援の対象となる可能性がある。
未受診把握期間	<ul style="list-style-type: none"> 未受診と判断してから処遇検討会議にかけるまでの期間
ケース検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が設置する検討の場であり、未受診児の処遇について児童虐待担当課への通告を前提とした組織的な判断をする場。 <p>母子保健を所管する課長や統括的な役割を担う保健師、担当保健師等、複数の関係職員で構成される。</p> <p>（例）要支援ケース連絡会、所内処遇検討会 など</p>

3. 乳幼児健康診査未受診児対応について（フロー図）



1) フロー図の概要

① 健診案内の送付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民基本台帳に記載がある児に送付 ・ 居住実態があれば、住民基本台帳に記載がない児（もしくは住民登録抹消児）に対しても送付
② 当日の受診確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健診当日に受診の有無を把握 ・ 受診しなかった児は、その時点では「未受診」とせず、再通知や再案内を行うなど改めて受診の機会を設ける。
③ 受診促し対応期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健診の受診再勧奨を実施する期間。 ・ 【受診促し対応期間】を過ぎた時点で、未受診とする。
④ 保護者と連絡をとる	<p><u>連絡が取れた場合</u> → 児の現認を実施</p> <p><u>連絡が取れない場合</u> → 関係機関や関係者（以下、「関係機関等」という。）の情報があるか確認</p> <p><u>関係機関等の情報あり</u></p> <p>⇒ 児の現認を実施し、現認ができれば養育支援の必要性を判断し、必要な場合は養育支援を行う。</p> <p>➡ 児の現認ができない場合や保護者と連絡がとれず、関係機関等の情報がない場合は、原則保健師による家庭訪問を行い、居住実態を把握する。</p>
⑤ 家庭訪問による居住実態の把握	<p><u>把握できる場合</u> → 現認できたら養育支援の必要性を判断し、必要な場合は養育支援を行う。</p> <p>児童虐待担当課において関係機関等の情報を把握している場合もあるため、</p>
⑥ 処遇検討会議	<p><u>居住実態が把握できない場合</u></p> <p><u>居住実態は把握できるが児の現認ができない場合</u></p> <p>児童虐待担当課に協力要請をするか通告を行うか検討し、組織的な判断を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処遇検討会議へかけるまでの期間は、当初の健診受診対象日から遅くとも5か月以内（3～4か月児は2か月以内）とする。 <p>情報連携を十分にとる。情報がある場合は、児の現認を行い、現認ができれば養育支援の必要性を判断し、必要な場合は養育支援を行う。</p>
⑦ 要保護児童対策地域協議会	<p>児童虐待担当課でも関係機関等の情報がない場合等、子ども虐待の可能性が高いと組織的に判断された時は、要保護児童対策地域協議会での検討を要請する。</p>

*児の転出確認については、全期間を通じて行う。

2) 受診促し対応期間：「未受診」と判断するまで

- (1) 乳幼児健診案内の文書には、「都合により受診できない場合等は必ず連絡していただく」旨の文言を記載する。
- (2) 受診日変更の連絡がないときは、再度、「健診を受診しない児の状況を全員把握するため、家庭訪問をしたり、他機関に情報照会する」旨の文言を添えるなど、工夫する。(P21 例文1参照)
- (3) 乳幼児健診時に受診をしたかどうか把握し、「受診なし」の場合は児や保護者の病気、家庭の都合などで、健診対象日に受診できないこともあることから、再通知や再案内を送付して、受診を促す(受診促し対応期間)。

〈受診促し対応期間〉

- 3～4か月児健診：1か月以内(翌月の健診日まで)
- 1歳6か月児健診：1か月以内を目標(最長でも2か月以内を厳守)
- 3歳児健診：1か月以内を目標(最長でも2か月以内を厳守)

* 「〇か月以内」とは、日にちではなく、月単位でとらえる。月1回の健診の場合は次回の健診月が1か月、翌々月の健診月が2か月とする。

- (4) 繰り返し、受診日を変更する場合は、受診が困難な状況や虐待の可能性のあることを念頭において対応する。

受診促し対応期間を設けず、受診しなかった時点で未受診として次の段階に進む場合

- 3～4か月児健診では新生児訪問・未熟児訪問・乳児家庭全戸訪問事業または予防接種等の母子保健事業等
- 1歳6か月児健診では乳児後期健診または1年以内の予防接種等の母子保健事業等
- 3歳児健診では1歳6か月児健診あるいは2歳児歯科健診事業、または1年以内の予防接種等の母子保健事業等
などの機会にも児に全く会っていない

3) 未受診把握期間：「児童虐待担当課」に協力要請・通告するまで

- (1) 理由に関係なく健診を受診しないまま「受診促し対応期間」を過ぎた場合^{※1}は、「未受診」と判断した上で、必ず保護者と連絡をとる。未受診は、子ども虐待のリスクが高いため、子どもの状況把握を目的とし、関係機関等と協力して関係機関情報を収集する。

【関係機関情報とは…】

- | | |
|--------------------------------------------|-------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園・学校などの所属情報 | <input type="checkbox"/> 医療機関情報(国民健康保険など) |
| <input type="checkbox"/> 児童手当等の児童福祉サービス情報 | <input type="checkbox"/> 兄弟の情報 |
| <input type="checkbox"/> 生活保護の受給情報 | <input type="checkbox"/> 水道使用状況 |
| <input type="checkbox"/> その他課税状況 | <input type="checkbox"/> DVでの転居情報 など |

※1 次回受診日も受診しなかった、次回受診日が【受診促し対応期間】内に設定できなかった場合も含む。

- (2) この段階から児童虐待担当課と協力して情報収集する体制を整備し、効率的かつ早期に情報収集することが必要である。

〈未受診把握期間〉

- 3～4か月児健診：1か月以内
- 1歳6か月児健診：1か月以内を目標（最長でも3か月以内を厳守）
- 3歳児健診：1か月以内を目標（最長でも3か月以内を厳守）

- (3) 未受診理由の確認等のための電話が繋がらない、文書が返送されてきたなどのときは、速やかに家庭訪問する。
- (4) 電話や家庭訪問については、回数や時間帯、訪問する職種や人数、利用するリーフレットやメモ等、各市町村で地域の実情に応じた体制を事前に決めておく。
- (5) 電話や文書通知、家庭訪問をしたときは、実施日、時間、対応時の状況などを記録する。
- (6) 市立病院等、市町村により連携が可能な医療機関がある場合は、機関名、連絡する部署名や対応者名などの連携方法の詳細を事前に決めておく。
- (7) 保護者と連絡がとれた場合、保護者と連絡はとれないが関係機関情報のある場合

ア 未受診理由にかかわらず、児の安全確認のため、現認を行う。

ただし、健診対象日前1か月以内に児に会えていれば、それをもって

現認としてよい。

イ 現認するとともに、養育支援の必要性を判断する。

ウ 保護者と連絡がとれたり、関係機関情報があっても、現認ができない場合は、家庭訪問による居住実態の把握を行う。

【得られた情報とその考え方】

得られた情報	考え方
ア 保護者が「別のところで健診を受けた」と答えた場合	⇒ 保護者の了解を得て、受診先の市町村や医療機関に確認する。
イ 予防接種受診ありの場合	⇒ 予防接種受診時は、医師や医療関係者が児に会っているため、予防接種受診票があれば、現認したこととする。
ウ 公費負担医療受給者証（小児慢性特定疾病等）をもっている場合	⇒ 保健所等公的機関に受診や入院医療機関等に状況を確認する。
エ 公立の幼稚園に入園している児や市町村が保育所に入所決定した児の場合	⇒ 各市町村の幼稚園所管課や保育所所管課が把握している場合があるので確認する。
オ 公立の幼稚園に入園している児や市町村が保育所に入所決定した児以外の場合	⇒ 私立幼稚園、認可外保育施設、他市町村の保育所等に所属している児は、保護者と連絡をとり、保護者の了解を得て園・施設等を確認や現認をする。保護者の了解を得ることが困難なときは、児童虐待担当課の協力を得て情報収集に努める。その結果、園・施設等の協力が得られない場合には、処遇検討会議で組織決定し、児童虐待担当課に調査協力要請・通告する。
カ 保護者が「子どもは入院中である」と答えた場合	⇒ 医療機関との連携ができている時は、入院の事実を確認する。障がい・難病児等長期入院している児は保健師が関わっていると考えられるため保健師に確認する。情報が得られにくい短期入院の場合は、退院後に現認をする。

得られた情報	考え方
キ その他の子育て支援制度やサービスを利用している場合	⇒ 子育て支援担当課の把握状況を確認する。
ク 海外居住の可能性のある場合 (参考資料 平成24年11月30日付、雇児総発1130第1号・雇児母発1130第1号「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」参照)	⇒ 未受診把握期間中に海外居住との情報を得たときは、上司に報告後、速やかに児童虐待担当課と協議し、要保護児童対策地域協議会として、東京入国管理局に照会するよう依頼する。出国確認できれば終了。出国確認できないときは、家庭訪問等による現認や関係機関等の情報収集の結果、居住実態が不明であれば、児童虐待担当課に通告する。通告後は、児童虐待担当課と協力して対応する。
ケ 転入児の場合	⇒ 前住所地の情報または現住所地の現認情報がなければ、安全確認ができていないため、受診促し対応期間を設けず、ただちに未受診として扱う。

(8) 保護者と連絡がとれず、関係機関等の情報もない場合

ア 速やかに家庭訪問による居住実態の把握を行う。この場合は原則、保健師が訪問する。

イ 家庭訪問は、時間帯や曜日を変え、民生委員等の訪問も含めて、未受診把握期間中に複数回は行う。夜間や休日の訪問も行う方が望ましい。夜間は複数で訪問するなど配慮する。

不在時は、不在メモ（P23 例文3、4参照）を投函などして、保健師が家庭訪問に来たことがわかるようにする。

ウ 居住実態があり、現認できれば、養育支援の必要性を判断する。

エ 処遇検討会議（組織的な判断）の開催及び必要があれば通告の実施

〈開催が必要となる場合〉

- 家庭訪問を複数回実施しても不在ばかりで現認できない
- 訪問回数にかかわらず、居住実態が把握できない
- 虐待の疑いがある時
- 居住実態があっても現認できない

※ 処遇検討会議は、児童虐待担当課と一緒に開催したり、要保護児童対策地域協議会のケース会議に位置づけて開催したりすることもできる。

オ 処遇検討会議の結果、児童虐待担当課につなぐときは、処遇検討会議開催日、決定方針、児童虐待担当課に協力要請・通告した日時、児童虐待担当課職員名等を記録し、情報提供する。

カ 母子保健担当課は、児童虐待担当課につないだ後も、児童虐待担当課が実施する調査・情報収集等に協力する。

キ 児童虐待担当課の対応の結果、情報が得られたときは、関係機関等の情報ありとして、母子保健担当課は児童虐待担当課と協力して現認を行う。

ク 現認できた場合は養育支援の必要性を判断する。

ケ 現認できなかった場合は、速やかに要保護児童対策地域協議会にあげるよう、要保護児童対策地域協議会調整機関と調整する。

コ 情報が得られなかった場合は、要保護児童対策地域協議会調整機関に要保護児童対策地域協議会にあげるよう、要請する。

4. 市町村間の情報提供について

乳幼児健康診査は、母子保健法において、児の健康の保持及び増進を図るため、市町村に実施義務が規定されている。この乳幼児健康診査は、養育支援が必要な家庭を把握し、適切な支援につなげる貴重な機会でもあるため、未受診把握期間中に転出を把握したときは、速やかに転出先市町村に未受診情報を電話等により伝えることが望ましい。

ただし、養育支援が特に必要とされる児については、転出先市町村に、詳細な母子保健情報を伝える必要があるため、「情報提供票」（様式1 「乳幼児健康診査未受診家庭についての情報提供票」 P18 参照）を活用して連絡する。

1) 情報提供票を活用する対象

次の①～⑥のいずれかに当てはまる児は、母子保健として虐待防止の観点から養育支援が必要なケースに相当する未受診児とする。

- ① 受診促し対応期間を設けない児。
- ② 市町村で行う乳幼児に関する保健や福祉の事業・サービスを受けていない。
- ③ 虐待及び虐待の疑いでかわりがある。
- ④ きょうだいが要保護・要支援児童である。
- ⑤ 妊娠期間中に特定妊婦と判断した事例、特定妊婦*から出生した事例等。
※ 児童福祉法における、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要な妊婦
- ⑥ その他、支援が必要である。

2) 情報提供票の作成手順

- (1) 情報提供票を活用する対象に該当する未受診児の転出を把握
- (2) 転出元市町村は「情報提供票」に必要事項を記載
- (3) 情報提供票は、組織決定の上、原則として転出先市町村の母子保健担当課に送付する。送付時は、「結果報告票」（様式2 「乳幼児健康診査未受診家庭への支援結果報告票」 P20 参照）を同封する。
- (4) 情報提供を受けた市町村は、情報提供票を受理後速やかに対応し、結果報告票により転出元市町村に支援結果を報告する。

(5) 県外に転出した場合も、県内と同様に支援結果報告を依頼する。

〈情報提供票及び結果報告票の記載方法〉

- ① 情報提供票及び結果報告票の家庭の状況欄の増減、家族関係欄の拡大や縮小などレイアウトを適宜変更した場合でも、項目は削除せず、保持する。
- ② 様式1の「養育上の問題」欄の「訪問・健診受診 等」枠内の『新生児訪問』、『乳児家庭全戸訪問』では（ ）内の職種に○をする。
- ③ 添付資料（エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）、乳幼児虐待リスクアセスメント票など）があれば、添付資料欄に資料名を記載する。
- ④ 別紙を添付する場合は、「別紙あり」と記入する。

3) 留意事項

- (1) 3～4か月児健診の未受診児で情報が少ない場合も、未受診児は虐待発生のリスクの高い児であることを念頭におき、児の転出を把握したときは、把握している情報を全て記載する。その際に、**把握できていないことそのものが重要な情報**であるという認識を持つことが必要である。
- (2) 短期間での転出入は虐待リスクの高い児であることを念頭におき、転入して、すぐに転出したケースのため情報が少ない場合も、把握している情報は転出先市町村に提供する。
- (3) 情報提供した児については、転出先市町村からの結果報告票を受理した時点をもって、支援終了とする。
- (4) 児童虐待担当課において支援経過があり、転出先市町村児童虐待担当課へ引き継ぐ場合も、今後の支援を実施する上で母子保健情報は重要な情報となるため、転出先市町村へ母子保健担当課として把握している情報を送付する。

5. 住民基本台帳に記載がない児等への対応

市町村の乳幼児健診は、通常、住民基本台帳に記載のある乳幼児に対して、受診勧奨を実施しているところであるが、住民票の届出を行わず転出入をする家庭が、現在は少なからず存在していると考えべきである。

《住民基本台帳に記載がない児（もしくは住民登録抹消児）が居住しているという情報があった場合の対応》

- ① 家庭訪問を行い、まず保護者に会う努力をする。
- ② 必ず、児を現認する。
- ③ 乳幼児健診を必ず受診するように促す。
- ④ その後は、乳幼児健康診査の対象として、本ガイドラインに沿った対応を行う。

（参考資料 平成 24 年 11 月 30 日付、雇児総発 1130 第 1 号・雇児母発 1130 第 1 号「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」 参照）

住民票の届出を行わないまま転出入を繰り返す等の家庭は虐待発生リスクが高い可能性が考えられるため、このような児を発見した場合は、児童虐待担当課と協力して、以下の対応をする。

《住民基本台帳に記載がない児を発見した場合の対応》

- ① 保護者に対し、転居歴、転入の届出をしていない理由などを確認する。
- ② 転出元市町村に連絡し、児の生育歴、保健・福祉サービス等の提供履歴などの情報の提供を受ける。
- ③ 児童虐待担当課に連絡して関係機関等で情報を共有したり、養育支援の必要性や支援の方針・内容を検討したりする。
- ④ 上記対応をするとともに、転出入届を行うように勧奨する。

（参考資料 平成 24 年 11 月 30 日付、雇児総発 1130 第 1 号・雇児母発 1130 第 1 号「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」 参照）

なお、DV被害者が、配偶者からの暴力等により加害者に居住場所を知られることを危惧している場合は、転出入届を勧奨しない。ただし、転出入届を検討している場合は、住民基本台帳担当部署へ相談すれば、住民基本台帳の一部の閲覧や住民票の写し等の交付制限にかかる支援措置をとることによって暴力被害者等の保護を図ることが可能となるため、同部署に相談することを促す。

その際、閲覧交付制限措置等をとったとしても、母子保健サービスは受けられることをあわせて説明する。

6. 児童虐待担当課に協力要請・通告した後について

《協力要請通告後の母子保健担当課の対応》

- ① 児童虐待担当課での調査や情報収集、安全確認等の結果、要支援児童として要保護児童対策地域協議会で検討対象児になった時は、母子保健担当課は要保護児童対策地域協議会の一員として協力する。
- ② 児童虐待担当課の調査等により、母子保健担当課では得られなかった関係機関等の情報が得られた場合は、児童虐待担当課と協力して児の現認を行う。
- ③ 現認できれば、養育支援の必要性を判断する。
- ④ 現認できない場合、既に居住実態の把握のための家庭訪問は行っており、母子保健担当課としての組織的判断もしているため、速やかに要保護児童対策地域協議会にあげるように要保護児童対策地域協議会調整機関と調整し、引き続き調査に協力する。
- ⑤ 母子保健担当課は、通告した後も、児の背景を十分に理解し、引き続き、母子保健サービスの提供に努める。

【参考】乳幼児健康診査システムの中での未受診者の位置づけと評価

乳幼児健康診査事業は、住民のすべてを対象とする事業であり、未受診者は、支援対象者の選定において重要な位置にある。現認者の確認は、まず健診後のフォローアップ業務の一つと位置づけ、保健師若しくは関係機関や関係者が目視により児を確認（現認）した上で、その状況から支援の必要性を検討する。

子育て支援の必要性の判定で、「保健機関継続支援」や「他機関連携支援」と判定した場合には、個々の状況に応じた支援を実施するとともに、支援対象者のフォローアップ業務として継続的に状況を確認する。

なお、現認時に「気になる状況」はあるが、支援を行う対象とは言えないケースに対しては、引き続き時期と方法を明確にしたフォローアップを行い、支援の必要性について検討する。

現認状況の評価には、現認率を用いる。

$$\text{現認率} = \text{現認者数} \div \text{未受診者数} (\%)$$

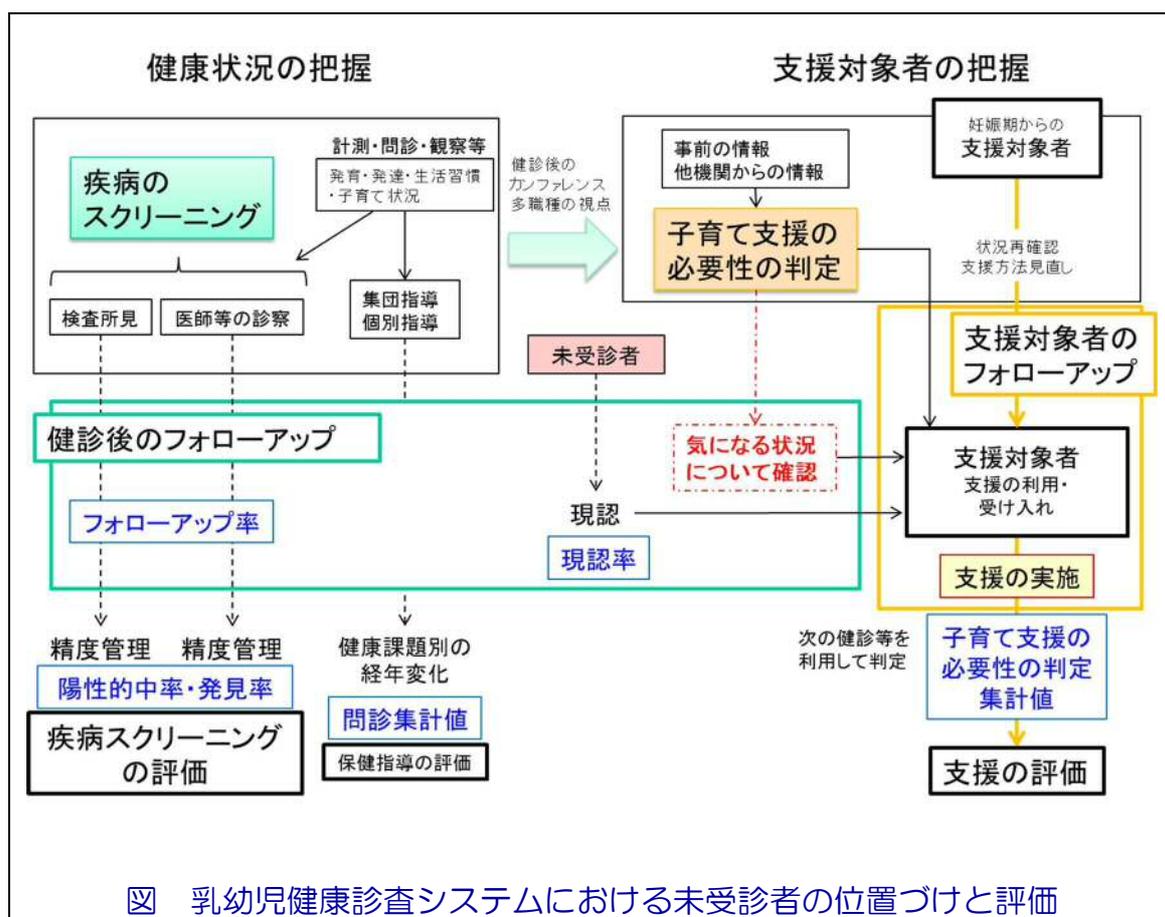


図 乳幼児健康診査システムにおける未受診者の位置づけと評価

出典：「乳幼児健康診査事業 実践ガイド」（平成29年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業：乳幼児健康診査のための「保健指導マニュアル(仮称)」及び「身体診察マニュアル(仮称)」作成に関する調査研究）

Ⅱ 様式・例文集



乳幼児健康診査未受診家庭についての情報提供票 [愛知県版]

～本票は、児童虐待防止法第4条及び同法第13条の3に基づく自治体間の個別事例に関する情報提供である～

DV被害の可能性のある者に関する情報のため取扱注意 (口にチェックをすること)

作成日 年 月 日

情報提供について保護者等の同意 (どちらかに○) 無 ・ 有 (承諾者:)							
児の氏名	ふりがな		男・女		年 月 日生 (歳 か月)		第 子
家庭の状況 <small>※内縁関係、同居人等も記載する</small> <small>※欄は適宜、追加・削除してください</small>	続柄	氏名	生年月日	年齢	職業等 <small>(きょうだいの施設入所等)</small>	同居の有無	経済状況
							生活保護受給 ・ 無 ・ 有 ・ 未把握
家族関係 <small>(ジェノグラム)</small> <small>※欄は適宜、拡大・縮小してください</small>							
転出前居住地	Tel 携帯TEL 住民票: 有・無						
転出後居住地	Tel 携帯TEL 住民票: 有・無・未把握		転出時期	年 月 日			
その他連絡先	Tel (実家・その他)						
情報提供の目的とその理由							
妊娠/出産時の情報	特定妊婦 ・ 非該当 ・ 該当 () ・ 未把握 妊娠届の届出週数 妊娠 週 ・ なし 妊婦健診受診 ・ あり (回) ・ なし ・ 未把握 [リスクありの項目:] その他の状況 []						
	・ 出生医療機関 () ・ 在胎週数 () 週 ・ 未把握 ・ 体 重 g ・ 出生時の異常 無 ・ 有 ()						

児の直近の 発育・発達 状況	(年 月 日 _____ 健診・訪問・面接時に把握)		
	体重 () g 身長 () cm ・未把握 特記事項 []		
提供 サービス	・家庭訪問 ・保育所等所属機関 無・有 (機関名:) ・養育支援訪問事業 ・保健師等専門職による訪問 ・産後ケア事業 ・その他サービス [] ・全て利用せず		
養育上の 問題	本児の健康状態等	・未把握 ・問題なし ・小児慢性特定疾病 無・有 () ・心身の障がい 無・有 () ・その他の健康状態 ()	
	きょうだいの様子	・未把握 ・きょうだい 無 ・有 ・有の場合の健康状態等 ()	
	養育者の健康状態等	・未把握 ・疾患 無・有 () ・心身の障がい 無・有 () ・その他の健康状態 ()	
	養育者の養育態度・ 子どもへの思い	・未把握 ・拒否的 ・無関心 ・過干渉 ・権威的 ・暴力 (疑い含む) ・養育能力不足 ・その他 ()	
	生活環境で気になること	・未把握 ・無 ・有 ()	
	支援者の受け入れ	・未支援 ・有の場合担当保健師との関係 良・悪 ・訪問等拒否 有・無	
	育児支援者	・未把握 ・有 () ・無	
	予防接種の状況 (接種済に○)	・未把握 ・Hib ・肺炎球菌 ・DPT-IPV ・BCG ・MR ・水痘 ・日本脳炎 ・その他 ()	
訪問・健診受診 等 (受診済に○) () 内は訪問職種に○	・新生児訪問 (保健師・助産師) ・乳児家庭全戸訪問 (保健師・助産師・その他) ・乳児一般 ・3~4か月児健診 ・後期健診 ・1.6歳児健診 ・3歳児健診 ・育児相談等の利用 無 ・有 () ・全て受診せず		
かかわりの 経過 ※欄は適宜、 拡大・縮小して ください			
その他特記事項 (※欄は適宜拡大・縮小してください)			
ケース 担当者	所属 氏名 電話	添 付 資 料	

乳幼児健康診査未受診家庭への支援結果報告票 [愛知県版]

～本票は、児童虐待防止法第4条及び同法第13条の3に基づく自治体間の個別事例に関する情報提供である～

 DV被害の可能性のある者に関する情報のため取扱注意 (口にチェックすること)

作成日 年 月 日

情報提供について保護者等の同意(どちらかに○) 無 ・ 有(承諾者:)			
連絡受理日	年 月 日	転入前 担当者	所属: 氏名:
児の氏名	ふりがな 男・女 年 月 日生 (歳 か月)		
転入前住所			
現住所			
訪問 (対応)日	年 月 日	訪 問 対応者	・ 父 ・ 母 ・ その他 ()
訪問(対応) 時の状況	※欄は適宜、 拡大・縮小し てください		
今後の方針	※欄は適宜、 拡大・縮小し てください		
その他 連絡事項	※欄は適宜、 拡大・縮小し てください		
ケース 担当者	所属 氏名 電話		

【未受診連絡票例】

未受診連絡票

〇〇市では、すべてのお子さんが健やかに成長し、ご家族の方に安心して養育していただけるよう支援を行っております。

今回ご案内しました健診を受診されない場合は、お手数ですが、以下の質問にお答えの上、同封しております健診の問診票（アンケート）と一緒にご返送ください。

なお、お電話でのご連絡も受け付けておりますので、担当者までご連絡くださいますようお願いいたします。

お子さんの名前 _____ 生年月日 _____ 年 月 日
 住所 〇〇市 _____
 連絡先電話番号 (_____) (自宅・携帯 _____)

※日中に連絡のつくところ（電話番号）を記載してください。

健診を受診されない理由について、あてはまる番号に○をつけて必要事項を記入してください。

- 1 別のところで健診をうけた（医療機関名 _____ ・幼稚園の健診・保育所の健診）
 （他の市町村 _____ 市町村）
 受けた結果を記入ください⇒ 異常なし ・ 異常あり (_____)
- 2 市の健診を受ける予定 予定 (_____ 月 _____ 日)
- 3 入院中または通院中の場合は以下に記入してください
 （病名： _____ ）（医療機関名： _____)
- 4 別のところに住んでいる （現住所： _____)
- 5 健診を希望しない（理由： _____)
- 6 仕事が忙しい
- 7 保育所・幼稚園等に通っている
 （保育所・幼稚園等名： _____ ）電話 (_____ - _____ - _____)
- 8 その他 (_____)

お子さんのことやご家族のことで心配なことや相談したいことがありましたらご記入ください

※ご回答いただいた内容に基づき連絡さしあげたり、保育所や幼稚園等に連絡する場合がありますのでご了承ください。

〇〇市保健センター 電話：〇〇〇-〇〇〇〇 担当者 〇〇

家庭訪問時の不在メモ

月 日 () 午前・午後 時 分頃お訪ねしましたがお留守でした。

お子さんは元気になっておられますか。

お子さんの〇〇健診に来られなかったので、お訪ねしました。

〇〇市では、乳幼児健康診査に来られなかったお子さんについては、保健師が直接お子さんにお会いして、発育や発達の状況等を確認することとしております。

お子さんについてもぜひお会いしたいので、ご家族の方からのご連絡をお待ちしております。下記までお電話をいただきますようお願いいたします。

〇〇市立保健センター

担当保健師 〇〇

電話 〇〇〇—〇〇〇〇

不在メモへの反応がない場合の最後通告のメモ

月 日 () 午前・午後 時 分頃お訪ねしましたがお留守でした。

(月 日 ()、 月 日 ()・・・もご不在でした)。

お子さんは元気になっておられますか。〇回お訪ねし、お手紙を入れておりますが、ご連絡をいただけませんでした。

〇〇市では、乳幼児健康診査に来られず、家庭訪問をしてもお子さんにお会いできないときは、お子さんの様子を確認できないため、〇〇市の児童虐待担当課にこの状況を伝えることになっています。

お子さんのことを心配しており、ぜひともお会いしてお元気な様子を確認したいので、

月 日 () までに必ずご連絡下さい。

もし、ご連絡いただけない場合は、〇〇市の児童虐待担当課に連絡させていただきます。

ご家族の方からのご連絡をお待ちしておりますので、下記まで必ずお電話をいただきますようお願いいたします。

〇〇市立保健センター

担当保健師 〇〇

電話 〇〇〇—〇〇〇〇

III 參考資料



- 養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について
(平成 24 年 11 月 30 日付け雇児総発 1130 第 1 号・雇児母発 1130 第 1 号)
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/121203_1.pdf
- 養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について
(平成 25 年 6 月 11 日付け雇児総発 0611 第 1 号・雇児母発 0611 第 1 号)
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/dv130619_1.pdf
- 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年 5 月 24 日法律第 82 号）
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H12/H12HO082.html>
- 児童相談所運営指針（平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 45 号）
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000161698.pdf>
- 市町村こども家庭支援指針
(平成 29 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 47 号)
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000161704.pdf>

乳幼児健康診査未受診児対応ガイドライン

平成 30 年 3 月発行

事務局 愛知県健康福祉部児童家庭課

〒460-8501

住所 愛知県名古屋市中区三の丸 3 丁目 1 番 2 号

電話 052-954-6283